

岩手県告示第 487 号

森林公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 92 号）附則第 2 項の規定により、岩手県千貫石森林公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 森林公園条例の一部を改正する条例による改正後の森林公園条例（昭和 55 年岩手県条例第 26 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 人 1 日までごとに	500 円
業として行う写真の撮影	1 日までごとに 1 台ごとに	200 円
展示会その他これに類する催しの開催	1 日までごとに	4,500 円